

# 1. 「LGBT理解増進法」の概要

R3年、超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」が法案を作成したが、国会提出見送り。  
R5年、G7サミットの開催等を受け議論を再開。R3年の法案を元に、3案（与党案、立憲・共産案、維新・国民案）が国会提出される。  
協議の結果、与党案に維新・国民案の内容を修正反映させる形となり、R5.6.16成立。（R5.6.23 施行）

## ● 名称

### 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

## ● 目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、**基本理念**を定め、並びに**国及び地方公共団体の役割等**を明らかにするとともに、**基本計画の策定その他の必要な事項**を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること

## ● 定義

### 性的指向：

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

### ジェンダーアイデンティティ：

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無  
又は程度に係る意識

## ● 基本理念

国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、**性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない**

## ● 国の役割等

- ① 国・地方公共団体の役割
- ② 事業主等（事業主、学校設置者※）の努力  
※学校における教育は「**家庭及び地域住民等の協力**」を得て行う

## ● 施策の実施状況の公表

毎年1回、政府による施策の実施状況の公表

## ● 基本計画

政府が基本計画を策定（おおむね3年ごとに検討・見直し）

## ● 施策・措置等

- (1) 学術研究等の推進
- (2) 知識の着実な普及、相談体制の整備

## ● 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議

内閣府等の関係行政機関の職員で構成する連絡会議を設けて、連絡調整を行う

## ● 留意事項

- ・法律に定める措置の実施にあたっては、**すべての国民**が安心して生活できることとなるよう留意
- ・政府に**運用に必要な指針の策定**を促す

### 「性自認」と「性同一性」と「ジェンダーアイデンティティ」について

※「性自認」、「性同一性」はともに、「ジェンダーアイデンティティ」の日本語訳である。

#### 【概要】

- ・立憲・共産案（超党派議連の合意案）：「性自認」
- ・与党案（超党派議連の合意案を修正）：「性同一性」
- ・維新・国民案（与党案をベースに修正）：「ジェンダーアイデンティティ」

⇒成立した「理解増進法」においては、「ジェンダーアイデンティティ」の文言を使用。

#### 【法案提出者の説明】

- ・いずれの表現も法制上の意味は同じ。
- ・「性自認」については、字面だけを見ると、勝手な主張が認められる、との不安がある。  
「性同一性」については、（「性同一性障害」など）“障害”という言葉に結び付く不安がある。
- ・「性自認」という表現を使うか、「性同一性」という表現を使うかで、政治的な対立となっている。  
「ジェンダーアイデンティティ」と、敢えて日本語に訳さないことで、対立を避けられる。

## 留意事項

「**全ての国民が安心して生活することができることとなるよう配慮**」について

### 【概要】

- ・維新・国民案には、「性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する」旨の規定が設けられた。

⇒成立した「理解増進法」においては、維新・国民案と同様の留意事項を規定。

### 【法案提出者の説明】

- ・現在、性的マイノリティ、マジョリティの双方の間で、様々な不安や問題が出ている。  
(女子トイレ・女子風呂等女性スペースの問題等※)  
※今法案は理念法であり、女性スペースの入場等の基準を変更するものではない。  
なお、女性を自称する男性の女性スペースへの侵入は、現行法上（公衆浴場法等）でも許されないと説明。
- ・性的マイノリティの人も、それ以外の人も安心して生活できる環境づくりが必要である。
- ・留意事項に定められている内容は、法律の「目的」や「基本理念」で謳われている**共生社会の理念と同じものであるが、これを強調する趣旨で留意事項として入れたものであり、法制上の効果は変わらない。**

# 3. 本県条例の大枠（案）

※文言は今後精査

## 目的

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解が進んでいないことから、理解増進の施策の推進に関し、**基本理念、各主体の役割、県施策の推進等**を定める
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に**寛容な社会の実現**を目指す

## 基本理念

- ・**全ての県民は、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される**
- ・性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする**不当な差別はあってはならない**

## 各主体の役割

- ・**県の役割**                    県民の理解の増進に関する**施策の推進**
- ・**市町の役割**                **県との連携**を図りつつ、地域の実情に応じた**施策の推進**に努める
- ・**事業者等の役割**          **理解の増進及び職場・教育環境等の整備**、県等の**施策への協力**に努める（事業主、教育に携わる者）
- ・**県民の役割**                **理解の増進及び県等の施策への協力**に努める

## 県施策の推進

- ・性の多様性に関する**知識の普及**
- ・**教育・啓発の実施**
- ・**相談体制の整備**
- ・**パートナーシップ宣誓制度** など

## 4. 石川県パートナーシップ宣誓制度の概要（案）

### （1）対象

互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者

→性的マイノリティだけでなく、**事実婚についても含める方向で検討**

（先行都府県は12自治体あるが、そのうち、富山県、静岡県が事実婚についても対象に含めている。

県内自治体では、制度を導入している金沢市、白山市、野々市市の全てが、事実婚についても対象に含めている。）

### （2）手続

- ・当事者から**宣誓書**を受け付ける（本県電子申請システムを活用）
- ・宣誓書の内容を確認のうえ、**受領証**（受理証明書）を交付（対面）

### （3）受領証による効果

- ・県が提供する行政サービスにおいて、運用上、夫婦同様の取り扱いを認める  
※婚姻と異なり、法的な効果は発生しない。

【現時点で検討中の行政サービス】（制度導入後も随時検討・追加）

- ・**県営住宅**における**入居**
- ・**県立病院**における**面会・病状の説明等**

先行都府県には、都府県の受領証を活用し、管内**市区町村**や**民間**に取り組みを広げている事例がある。

### ① パートナーシップ宣誓制度導入済みの市区町村

- **市区町村のパートナーシップ宣誓書受領証**により、**都府県の行政サービス**を受けられる  
(都府県営住宅への入居申込、病院における面会・病状説明等)
- **都府県のパートナーシップ宣誓書受領証**により、**市区町村の行政サービス**を受けられる  
(市区町村営住宅への入居申込、病院における面会・病状説明等)

### ② パートナーシップ宣誓制度未導入の市区町村

- 市区町村で新たにパートナーシップ宣誓制度を作らなくても、**都府県のパートナーシップ宣誓書受領証**を活用して、**市区町村が定めた行政サービス**を受けられる  
(市区町村営住宅への入居申込、病院における面会・病状説明等)

### ③ 民間事業者 (一部先行都府県)

- **都府県のパートナーシップ宣誓書受領証**を活用して、**民間事業者が独自に提供するサービス**を受けられる  
(アパートの入居、病院、銀行(住宅ローン)等)

⇒ 都府県の受領証により受けられる**都府県の行政サービス**、管内**市区町村の行政サービス**及び**民間事業者が独自に提供するサービス**の一覧を、都府県のホームページに掲載